

令和6年度**定例監査の結果を公表**します

地方自治法第１９９条第１項及び第４項並びに大崎町監査委員条例第４条の規定に基づき、令和６年度会計に係る定例監査を実施したので、その結果を同法第１９９条第９項並びに同条例第８条の規定により、次のとおり公表します。

- 1 監査の対象
- | | |
|-----|-------------|
| (1) | 財務に関する事務の執行 |
| (2) | 経営に係る事業の管理 |
| (3) | 備品の管理状況 |

2 实施日程

令和7年1月8日から2月12日まで、町長部局、議会、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、水道事業について実施した。



監査の様子

【町総合体育館大規模改修工事】

3 監査結果及び意見

(1) 財務に関する事務の執行について

令和6年度の事務事業が、経済的、効率的に実施されているかを主眼とし、法令及び条例等の定めに従って事務処理がなされているかを監査した。

監査の結果、各会計とも予算の効率的執行により計画された事務事業については、所期の目的を達成しており、健全な財政運営がなされていると認められる。

工事請負費等については、抽出により現場監査を実施したが、設計書に基づき適正な工事執行がなされていると認められた。

(2) 経営に係る事業の管理について

水道事業（上水道及び公共下水道）の経営については、健全経営がなされていると認められる。

今後も、なお一層の経営合理化を図りながら、上水道においては「安心・安全でおいしい水」の安定供給に最善の企業努力をされたい。

(3) 備品の管理状況について

令和５年度に購入した備品について、現物確認と管理利用状況を監査した結果、全般的によく管理運用がなされていた。備品は町の財産でもあるので、現物を常に把握し、有効利用すると共に不用品は廃棄処理をおこなうなど、今後も適正な管理に努められたい。

(4) その他

事務処理において、伝票や契約書等の書類で不備が見受けられたものについては、その都度指摘した。指摘された事項については厳重に注意を払い、今後の事務処理において十分に留意されたい。



監査の様子

【中央分団詰所災害復旧工事】

令和 7 年 3 月 3 日

大崎町監査委員 遠 矢 忠
同 宮 本 昭 一